

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社立花エレテック			コード	8159
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	辻川正人	社外取締役	○													○		有
2	辻孝夫	社外取締役	○													○		有
3	権藤義一	社外取締役							○									
4	大谷康弘	社外取締役	○													○		有
5	塩路広海	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		辻川正人氏は弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言が経営の透明性・遵法性確保につながり、客観的な視点から当社経営への監督を執行いただけると判断して選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
2		辻孝夫氏は上場企業の代表者として培われた会社経営に関する豊富な経験・知識を持たれており、また技術者としての専門的な知見と国際経験を有していることから、当社の経営に有用な助言・提言をいただけると判断して選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
3	権藤義一氏は、主要な取引先である三菱電機株式会社の業務執行者であります。	
4		大谷康弘氏は公認会計士として培われた財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、当社経営に資する助言・提言をいただけると判断して選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
5		塩路広海氏は弁護士として当社および当社グループ内の違法行為、反倫理的行動に対するチェック機能を強化、向上していただくとともに、監査業務の独立性、透明性・遵法性を高めていただけると判断して選任しております。同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。